平成２２年（フ）第９７４５号
大阪市東成区大今里２丁目32番20号
債務者　中谷　光秀
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７４６号
大阪市東成区大今里２丁目32番20号
債務者　中谷　美里
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７４７号
大阪府東大阪市花園東町１丁目10―28―206号、住民票上の住所大阪府八尾市東山本町１丁目12番29―105号
債務者　三上　勝美
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７５４号
大阪市此花区伝法１丁目１番１―621号
債務者　村松　淑子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７８４号
大阪市浪速区大国３丁目６番16―308号
債務者　青柳　浩充
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９７８５号
大阪市平野区平野本町４丁目９番７号
債務者　角田　勝已
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８０３号
大阪市生野区小路東４丁目９番３号　小路東ハイツⅠ　108号
債務者　関本　敏昭
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８２６号
大阪府東大阪市荒本２丁目11番11号
債務者　宮本　由佳
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８３６号
大阪市平野区背戸口１丁目18番13号　医療法人緑風会病院内
債務者　山口ナツ子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８６８号
大阪府門真市大倉町７番21号
債務者　後藤　茂
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８７０号
大阪府茨木市新郡山２丁目32番57号
債務者　小川　昌浩
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８８３号
大阪府寝屋川市池田中町10番８号
債務者　塩地　舞
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８８６号
大阪府枚方市長尾元町６丁目１番６―207号
債務者　木葉　聖
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８８７号
大阪市西区靱本町３丁目10番21―820号
債務者　河部亜衣子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８９０号
大阪府東大阪市足代３丁目11番13号
債務者　嶋津佐代子
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８９７号
大阪市住吉区我孫子東２丁目９番24号　プレステージ我孫子703号
債務者　陸田　正美
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８９９号
大阪市平野区瓜破東２丁目５番33号　メゾンドギャルソンⅠ　105
債務者　田岡八代美
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９９０１号
大阪市西成区南津守４丁目４番23号　アルファイングハイツ401号
債務者　軸屋　徳藏
1　決定年月日時　平成22年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部